

新旧対照表

(新)

第1条～第5条 (略)

(契約等)

第5条の2 市町村は、補助事業（公共工事に限る。）の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質の確保に努めなければならない。

第6条～第9条 (略)

(実績報告等)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別記第6号様式による実績報告書を当該補助事業が完了した日から起算して 15日を経過した日又は当該会計年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、当該会計年度の翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

2～4 (略)

(補助金等の額の確定等)

第10条の2 知事は、前条第1項の規定による実績報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたとき

(旧)

第1条～第5条 (略)

第6条～第9条 (略)

(実績報告等)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、別記第6号様式による実績報告書を当該補助事業が完了した日から起算して 30日を経過した日又は当該会計年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、当該会計年度の翌年度の4月15日までに提出しなければならない。

2～4 (略)

は、交付すべき補助金等の額を確定するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金等が交付されているときは、その超える部分の補助金等の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金等の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日（当該補助金等の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は 90 日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

第 10 条の 3 補助事業者は、第 10 条第 1 項の規定により知事に実績報告書を提出した後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 10 条第 1 項に準じて提出するものとする。

2 知事は、前項の規定により実績報告書の提出を受けた場合は、前条第 1 項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合に準用する。

第 11 条～第 13 条 （略）

第 14 条 （略）

2 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならな

第 11 条～第 13 条 （略）

第 14 条 （略）

い。

3 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出の内容の証拠書類又は証拠物を整備して同項の帳簿とともに当該補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

4 補助事業者は、取得財産等について、当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加えその他関係書類を整備保管しなければならない。

5 (略)

6 (略)

7 (略)

8 (略)

9 市町村以外の補助事業者は、前項の規定により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記第19号様式による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

10 (略)

第15条～第17条 (略)

2 補助事業者は、補助事業に関する書類を当該補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 (略)

7 市町村以外の補助事業者は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記第19号様式による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

8 (略)

第15条～第17条 (略)

別表第1(第1条、第3条関係)

補助金の名称	補助事業の種類	補助事業の範囲及び補助率		
ア 土地改良事業団体調査設計事業費補助金	調査設計事業	団体営事業の計画及び全体実施計画の作成業務	補助事業費の10分の6以内	
イ 総合農地防災事業費補助金	農村地域防災減災事業	調査計画事業	補助事業費の10分の5.5以内。ただし、二次災害が予想される地区におけるため池防災対策情報整備に係る調査計画事業で、令和7年度までに採択する場合は定額	
		整備事業	工事費	補助事業費の10分の6以内
			実施計画策定等	補助事業費の10分の5.5以内。ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和7年度までに採択する場合は定額
		体制整備事業	監視管理体制の強化	定額。ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和12年度までに採択する場合は定額。
			緊急的な防災対策	定額。ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和12年度までに採択する場合は定額。
		地域防災上のリスク除去	定額	
		ハード整備の着手促進	補助事業費の10分の6以内	
		実施計画策定	補助事業費の10分の5.5以内。ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和12年度までに採択する場合は定額	
ウ 災害関連事業費補助金	災害関連事業	補助事業費の10分の5以内。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第152号)の適用を受ける場合は、国が定めた率		
エ 地域農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金	地域農業水利施設ストックマネジメント事業	団体営造成施設等に係る機能保全計画に基づく対策工事	補助事業費の10分の6.5以内。ただし、離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯は補助事業費の10分の7以内	
		水利施設等保全高度化事業	機能保全計画策定事業 定額。ただし、令和7年度までに採択する場合は定額。	

別表第2 (略)

別表第1(第1条、第3条関係)

補助金の名称	補助事業の種類	補助事業の範囲及び補助率		
ア 土地改良事業団体調査設計事業費補助金	調査設計事業	団体営事業の計画及び全体実施計画の作成業務	補助事業費の10分の6以内	
イ 総合農地防災事業費補助金	農村地域防災減災事業	調査計画事業	補助事業費の10分の5.5以内。ただし、二次災害が予想される地区におけるため池防災対策情報整備に係る調査計画事業で、令和7年度までに採択する場合は定額	
		整備事業	工事費	補助事業費の10分の6以内
			実施計画策定等	補助事業費の10分の5.5以内。ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和7年度までに採択する場合は定額
		体制整備事業	監視管理体制の強化	定額。ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和12年度までに採択する場合は定額。
			緊急的な防災対策	定額。ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和12年度までに採択する場合は定額。
		地域防災上のリスク除去	定額	
		ハード整備の着手促進	補助事業費の10分の6以内	
		実施計画策定	補助事業費の10分の5.5以内。ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和12年度までに採択する場合は定額	
ウ 災害関連事業費補助金	災害関連事業	補助事業費の10分の5以内。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第152号)の適用を受ける場合は、国が定めた率		
エ 地域農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金	地域農業水利施設ストックマネジメント事業	団体営造成施設等に係る機能保全計画に基づく対策工事	補助事業費の10分の6.5以内。ただし、離島、振興山村、半島振興対策実施地域、過疎地域、特定農山村地域又は急傾斜地帯は補助事業費の10分の7以内	
		水利施設等保全高度化事業	機能保全計画策定事業 定額。ただし、令和7年度までに採択する場合は定額。 容積評価データ整備事業 定額	

別表第2 (略)

別表第2 (第4条、第7条、第10条、第11条、第14条第1項)

- 別表第1の「補助金の名称」欄に掲げるアからエまでの補助金に係る補助金交付申請書に添える書類は、「経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画」及び「収支予算書」とし、様式は次に示すとおりとする。
- 1に掲げる事業に係る年度別申請書に添える書類は、1の申請書に添える書類及び様式と同様とする。
- 第10条第2項に係る別表第2のうち実績報告書に添える書類は、①経費の配分及び事業計画の概要、②補助事業しゅん工調査書、③収支予算書、④収支精算書、⑤財産管理台帳、⑥用地買収費及び補償費調査書、⑦預材料調査及び⑧購入機械器具検収調査書とし、様式は、次に示すとおりとする。
- 第11条第1項に係る別表第2のうち年度終了実績報告書に添える書類は、事業進行状況内訳書とし、様式は、次に示すとおりとする。
- 市町村(一部事務組合及び広域連合を含む。)以外の補助事業者は、第14条第6項の契約に係る指名停止に関する申立書の写しを実績報告書及び年度終了実績報告書に添えるものとする。
- 第4条第4項の指定等手続の提出は、エ 地場農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金に係るものについて行うものとする。

別表第1に掲げる補助金の名称	補助金交付申請、指定等手続及び年度別申請書に添付する書類及び様式		実績報告書に添付する書類及び様式										年度終了実績報告書に添付する書類及び様式	
	経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画	収支予算書	経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画	補助事業しゅん工調査書	収支調査書	収支精算書	財産管理台帳	用地買収費及び補償費調査書	預材料調査書	購入機械器具検収調査書	契約に係る指名停止に関する申立書	事業進行状況内訳書	契約に係る指名停止に関する申立書	事業進行状況内訳書
ア 土地改良事業団体調査設計事業費補助金	別表1	別表2	別表1	別表5	別表5	別表7	別表8	別表9	別表10	別表11	別記第19号様式	別表12	別表12	別記第19号様式
イ 総合農地防災事業費補助金	別表1-2	〃	別表1-2	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
ウ 災害関連事業費補助金	別表1	〃	別表1	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
エ 地場農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金	〃	〃	別記第2号様式	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

(注) 実績報告書及び年度終了実績報告書に添える書類のうち、別表第2のイイは、市町村(一部事務組合及び広域連合を含む。)以外の補助事業者に限る。

別表第4・5 (略)

別表第3 (第4条、第7条、第10条、第11条、第14条関係)

- 別表第1の「補助金の名称」欄に掲げるアからエまでの補助金に係る補助金交付申請書に添える書類は、「経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画」及び「収支予算書」とし、様式は次に示すとおりとする。
- 1に掲げる事業に係る変更承認申請書に添える書類は、1の申請書に添える書類及び様式と同様とする。
- 第10条第2項に係る添付書類のうち実績報告書に添える書類は、①経費の配分及び事業計画の概要、②補助事業しゅん工調査書、③収支調査書、④収支精算書、⑤財産管理台帳、⑥用地買収費及び補償費調査書、⑦預材料調査及び⑧購入機械器具検収調査書とし、様式は、次に示すとおりとする。
- 第11条第1項に係る添付書類のうち年度終了実績報告書に添える書類は、事業進行状況内訳書とし、様式は、次に示すとおりとする。
- 市町村(一部事務組合及び広域連合を含む。)以外の補助事業者は、第14条第6項の契約に係る指名停止に関する申立書の写しを実績報告書及び年度終了実績報告書に添えるものとする。
- 第4条第4項の指定等手続の提出は、エ 地場農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金に係るものについて行うものとする。

別表第1に掲げる補助金の名称	補助金交付申請、指定等手続及び変更承認申請書に添付する書類及び様式			実績報告書に添付する書類及び様式										年度終了実績報告書に添付する書類及び様式	
	経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画	収支予算書	指定等手続	経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画	補助事業しゅん工調査書	調査調査書	収支精算書	財産管理台帳	用地買収費及び補償費調査書	預材料調査書	購入機械器具検収調査書	契約に係る指名停止に関する申立書(注)	事業進行状況内訳書	契約に係る指名停止に関する申立書(注)	
ア 土地改良事業団体調査設計事業費補助金	別表1	別表2	〃	別表1	別表5	別表5	別表7	別表8	別表9	別表10	別表11	別記第19号様式(注)	別表12	別表12	別記第19号様式(注)
イ 総合農地防災事業費補助金	別表2	〃	〃	別表2	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
ウ 災害関連事業費補助金	別表1	〃	〃	別表1	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
エ 地場農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金	〃	〃	別記第2号様式	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

(注) 実績報告書及び年度終了実績報告書に添える書類のうち、別記第19号様式の注は、市町村(一部事務組合及び広域連合を含む。)以外の補助事業者に限る。

別表第4・5 (略)

別記
第1号様式(第4条関係)

第 年 月 日

高知県知事 様

補助事業者

住所

氏名
(生年月日: 年 月 日)

年度 事業費補助金交付申請書

年度において 事業費補助金(事業)を下記のとおり実施したいので、高知県耕地関係事業補助金交付要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

記

- 経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画
別紙のとおり
- 事業の完了予定年月日 年 月 日
- 収支予算書 別紙のとおり
- 補助金の算出基礎

地区名	区分	補助率	補助事業費	補助金額
	工事費	%	円	円
	工事費			
合 計				

添付書類

- 補助事業者が土地改良区の場合は定款等の団体規程
 - 補助事業者が土地改良区の場合は資産及び負債に関する事項
 - 県税の滞納がないことを証する書類又は県税の納税義務がないことの申立書(市町村を除く。)
 - 県税の滞納がない場合: 納税証明書(県税の滞納がないことを証明できる書類)
 - 県税の納税義務がない場合: 本人(代表者)からの申立書(参考様式1)
- ※ ただし、補助事業者が県税の納税義務者である場合は、県税完納情報の提供に係る同意書(※1)及び本人確認書類の写し(※2)を添付することで省略できます。
 ※1: 税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。
 ※2: 補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。
 補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。
 (注)マイナンバーカードは表面のみコピー(裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。)、健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

- 税外未収金に関する誓約書兼同意書(参考様式2)(市町村を除く。)
- (注) 1 工事費の補助率が2種類あるときは、工事費を補助率ごとに分けてください。
 2 地区が2以上あるときは、各地区ごとに工事費を記入し、最後に全地区の合計額を記入してください。
 3 補助事業者が地方公共団体の場合は、生年月日の記入は不要です。

別記
第1号様式(第4条関係)

第 年 月 日

高知県知事 様

補助事業者

住所

氏名
(生年月日: 年 月 日)

年度 事業費補助金交付申請書

年度において 事業費補助金(事業)を下記のとおり実施したいので、高知県耕地関係事業補助金交付要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて補助金 円の交付を申請します。

記

- 経費の配分及び負担区分並びに事業の内容及び計画
別紙のとおり
- 事業の完了予定年月日 年 月 日
- 収支予算書 別紙のとおり
- 補助金の算出基礎

地区名	区分	補助率	補助事業費	補助金額
	工事費	%	円	円
	工事費			
合 計				

添付書類

- 補助事業者が土地改良区の場合は定款等の団体規程
- 補助事業者が土地改良区の場合は資産及び負債に関する事項
- 県税の滞納がないことを証する書類又は県税の納税義務がないことの申立書(市町村を除く。)
 - 県税の滞納がない場合: 納税証明書(県税の滞納がないことを証明できる書類)
 - 県税の納税義務がない場合: 本人(代表者)からの申立書(参考様式1)
- 税外未収金に関する誓約書兼同意書(参考様式2)(市町村を除く。)

- (注) 1 工事費の補助率が2種類あるときは、工事費を補助率ごとに分けてください。
 2 地区が2以上あるときは、各地区ごとに工事費を記入し、最後に全地区の合計額を記入してください。
 3 補助事業者が地方公共団体の場合は、生年月日の記入は不要です。

